

廃棄を決定した文書の公表について（保存期間が30年を経過した旧永年保存文書）

（経済部）

北海道では、知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成10年3月31日規則第46号）の一部を改正し、公文書の保存期間について、永年保存の区分を廃し、最長30年保存の区分を設けることとしました（新たな保存制度は、平成27年度以降に完結する事案に係る公文書から適用されます。）。

これに伴い、これまで長期に保存していた永年保存文書を一律30年保存に切り替えた後、既に保存期間が30年を経過している文書は、①歴史資料として重要なものは、「文書館へ引き渡し」、②業務の遂行上必要があると認められるものは、「保存期間の延長」、③①②に該当しないものは、「廃棄」を行うことになりました。

今般、この取り決めにしたがって、廃棄を行う文書（昭和62年度に処理が完結した事案に係る文書）を決定しましたので、お知らせします。

なお、当該文書については、ホームページの公表終了後の平成30年8月以降、順次、廃棄を行います。

所属名	台帳・簿冊の名称
総務課	完結文書引継票（昭和53年度～62年度）
科学技術振興室	諮問・答申（北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞）
科学技術振興室	委員・参与任免（北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞）
科学技術振興室	北海道科学技術賞
科学技術振興室	その他表彰（原子力・放射線安全管理功労表彰）

【このページに関する問い合わせ先】

○経済部総務課総括グループ

電話番号：011-231-4111（26-114）

○総務部法務・法人局法制文書課法制文書グループ

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎5階）

電話番号：011-231-4111（22-264、22-265）

FAX番号：011-232-1385

メールアドレス：bunsho.bunshok5（記号）pref.hokkaido.lg.jp

※（記号）を@に置き換えてください。